

鳥取市補助金カルテ

NO.	282	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市環境保全型農業直接支払交付金				
概要	農業者団体等が行う、生物多様性保全等に効果の高い営農活動（化学肥料・化学合成農薬5割以上削減、有機農業等）に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	環境保全型農業直接支払交付金					
R7予算	7,015千円					
R7予算積算根拠	市内活動組織 11組織 7,015千円（令和6年度実績見込みを令和7年度単価で算出）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	11	6,972
				R5	11	6,633
				R4	11	6,709
				R3	12	6,780
補助率・補助額	面積に応じた定額補助			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体				
交付要件	農業者団体・法人等				
対象経費	有機農業及び鳥取県が定める慣行基準から5割以上の低減を実施する取組				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	年度内の現地確認及び実績報告書に添付された活動内容が判別できる資料で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国要綱により面積に応じた単価が定められているため。 2-8 国要綱の定めによる。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	283	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市多面的機能支払交付金				
概要	農業の多面的機能を発揮するための活動（草刈や水路清掃等の基礎的な活動、共同による農村環境保全活動や多様な機能活用、農業施設の長寿命化対策等）に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化、鳥取市国土強靱化計画、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	多面的機能支払交付金					
R7予算	204,004千円					
R7予算積算根拠	市内で活動する組織 130組織 204,004千円（令和6年度実績見込み）			過去実績	件数	決算額（千円）
				R6（見込）	130	186,627
				R5	138	191,119
				R4	139	193,934
				R3	136	177,792
補助率・補助額	面積に応じた定額補助			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった組織
交付要件	多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）及び多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）に基づいて別表1の第1欄に掲げる事業を行う広域活動組織又は活動組織
対象経費	地域が共同して実施する農業活動に支出する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国要綱により面積に応じた単価が定められているため。 2-8 国要綱の定めによる。
公益性	-
公平性	4-1 国要綱により面積に応じた定額補助を最長5年間行うことが定められているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	284	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8317
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市市街地河川環境維持事業補助金				
概要	水路等の維持管理を行う土地改良区や農事組合に対し、農業用水路等を利用して導水する場合において水路等の維持管理に要する経費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	市街地河川環境維持事業費					
R7予算	300千円					
R7予算 積算根拠	大口土地改良区 300千円(過去実績より算定)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	244
				R5	1	265
				R4	1	263
				R3	1	234
補助率・補助額	年間通水量に対する市街地への通水量の割合			上限額	300千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	大口堰土地改良区等				
交付要件	水路等の維持管理を行う土地改良区、農事組合等の団体				
対象経費	水路の維持管理に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ活動内容が判別できる資料を添付させ確認を行う。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 山白川の生活用水部分の維持管理に係る経費補助のため 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	285	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業費補助金				
概要	中山間地域の農村と企業や市街地住民などが連携して行う、農地や農業用水路などの保全活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業費					
R7予算	1,800千円					
R7予算 積算根拠	共生の里推進加速化事業 上限600千円×3協定			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	3	1,069
				R5	2	1,200
				R4	2	420
				R3	1	600
補助率・補助額	10分の10			上限額	600千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	実施要領に基づき協定を締結した組織				
交付要件	鳥取県共生の里推進加速化事業実施要領第3条に規定する協定を締結した活動実施主体又は協力組織				
対象経費	地域農業の活性化に資する活動経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ活動内容が判別できる資料（日誌及び写真簿）や領収書を添付させ確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助限度額を設けているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 実績の範囲内で交付(交付上限額が定められているため同額となる場合がある)

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	286	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市土地改良施設維持管理適正化事業補助金				
概要	県土地改良事業団体連合会による診断及び指導を受けた施設を管理する土地改良区に対し、整備補修に要する連合会への拠出金にするために行う土地改良区拠出金相当額を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	土地改良施設維持管理適正化事業費					
R7予算	240千円					
R7予算 積算根拠	大井手土地改良区 ・下味野水路転落防止柵整備補修 3,000千円 *30/100*2/3*1/5 ・水路改修・フェンス整備 3,000千円*30/100*2/3*1/5			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	548
				R5	2	428
				R4	2	428
				R3	2	308
補助率・補助額	対象経費の2/3に相当する額に1/5を乗じた額			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に位置する土地改良区				
交付要件	鳥取県土地改良事業団体連合会から診断及び指導を受けた施設を所管する土地改良区				
対象経費	土地改良区が所有する農業用施設のうち、鳥取県土地改良事業団体連合会から診断及び指導を受けた施設の改修経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	市長が別に定める実績報告不要の事業				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	4-1土地改良区等が実施する事業の30%を5年間に分けて均等に積み立て、その一部を補助する仕組みのため

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	287	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中山間地域等直接支払交付金				
概要	生産条件が不利な中山間地域における農地において、集落協定または個別協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化、鳥取市国土強靱化計画、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律				
創設年度	H12	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費		
歳出事業名	中山間地域等直接支払交付金						
R7予算	106,554千円						
R7予算 積算根拠	市内で活動する協定 119組織 106,554千円（令和6年度実績見込み）			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R6 (見込)	119	106,554	
				R5	117	104,828	
				R4	114	101,441	
				R3	111	97,410	
補助率・補助額	面積に応じた定額補助			上限額	設定なし		
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった集落協定及び個別協定					
交付要件	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2に掲げる集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等を実施するもの。					
対象経費	農業活動に支出する経費					
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。					
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認する。					

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国要綱により面積に応じた単価が定められているため。 2-8 国要綱の定めによる。
公益性	-
公平性	4-1 国要綱により面積に応じた定額補助を最長5年間行うことが定められているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	427	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和6年度 6月補正		
補助金名	鳥取市コミュニティ助成事業補助金				
概要	自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づき、市民の自主的なコミュニティ活動に要する経費の全部又は一部を補助する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	コミュニティ助成事業費					
R6予算	2,500千円					
R6予算 積算根拠	すべり台：1基 2連コンビブランコ（境界柵付き）：1基 木製標柱：1基			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R5	1	2,500
				R4	1	2,500
				R3	0	0
				R2	1	2,500
補助率・補助額	自治総合センターが決定した助成額の範囲内			上限額	2,500千円	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	実施要項に定める事業実施主体であり、自治総合センターが採択した事業を行う者。				
交付要件	実施要項により、自治総合センターが採択した事業を実施する者。				
対象経費	実施要項に定める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 本補助金は自治総合センターが決定した当該補助対象事業に係る助成金をもとに交付するものであり、本市が補助率を定めるものではないため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-